

I 実績評価の実施に当たって

1 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成18年度（平成18年7月～19年6月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

（注）金融庁では、7月から翌年6月までの期間を「事務年度」といいます。

2 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成18年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法律において示されている政策や業務の必要性（目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか）、有効性（業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか）、効率性（業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか）の観点から評価を行うこととしました。

なお、平成18年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、基本目標ごとに各政策の評価結果の概要を簡潔に記載した上で、政策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①政策及び目標等

平成18年度金融庁政策評価実施計画に定めた「政策」、「達成すべき目標」、「目標設定の考え方及びその根拠」及び「測定指標」を記載しました。

②平成18年度重点施策等

平成18年度金融庁政策評価実施計画に定めた「18年度重点施策」及び「参考指標」を記載しました。

③政策の内容

目標を達成するために実施する内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明

しました。

④現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

⑤事務運営についての報告及び評価

平成18年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

⑥今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

⑦当該政策に係る端的な結論等

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかの評価、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

更に、端的な結論の記述に当たっては、次頁の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各政策に係る端的な結論等の一覧は、(参考資料3)のとおりです。

⑧学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑨注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

⑩担当部局

当該政策の担当部局を記載しました。

【端的な結論の基本類型】

18 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。

19 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	19 事務年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

(注) 金融庁における「事務年度」とは、7月から翌年6月までの期間です。

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

(注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても達成度の判断に加える。

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々(参考資料2)から、平成19年8月2日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各政策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「8. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年 1 月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」(13 年 1 月政策評価各府省連絡会議了承)	
3 月		・「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13 年 3 月 28 日)
6 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13 年法律第 86 号)	
10 月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定(13 年 10 月 31 日)
12 月	・「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定)	
14 年 4 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13 年法律第 86 号)	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14 年 4 月 1 日) ・「事後評価の実施計画」(計画期間 14 年 4 月～6 月末)策定(14 年 4 月 1 日)
14 年 7 月		・「事後評価の実施計画」(計画期間 14 年 7 月～15 年 6 月末)策定(14 年 8 月 6 日)
12 月		・政策評価(平成 13 年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14 年 12 月 26 日)
15 年 4 月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15 年 4 月 17 日)
6 月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15 年 6 月国会報告)	

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月 8月 16年4月 6月	 ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (16年6月国会報告)	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」の一部改正(15年7月1日) ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日) ・政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日) ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16年4月23日)
16年7月 8月 17年4月 6月	 ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (17年6月国会報告)	・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月～17年6月末)策定(16年7月7日) ・政策評価(平成15年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16年8月31日) ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(17年4月27日)
17年7月 8月 12月	 ・「政策評価に関する基本方針の改定について」(17年12月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」 (17年12月政策評価各府省連絡会議了承)	・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間17年7月～18年6月末)策定(17年7月26日) ・政策評価(平成16年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(17年8月31日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
18年4月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(18年6月国会報告)	・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(18年4月28日)
18年6月		
18年7月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(規制の事前評価の義務付け) ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(19年6月国会報告)	・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間18年7月～19年6月末)策定(18年7月10日) ・政策評価(平成17年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(18年8月31日) ・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(19年6月14日)
8月		
19年3月		
6月		
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間19年7月～20年6月末)策定(19年7月3日)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成19年8月1日現在

座 長	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	片田 哲也	(株)小松製作所顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7 名]

(敬称略・五十音順)

(参考資料3)

端的な結論等の一覧（平成18年度）

【法定任務Ⅰ：金融機能の安定】

	政 策	端的な結論	18年度の達成度
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
3	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
5	新興市場国の金融当局への技術支援	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A

【法定任務Ⅱ：預金者、保険契約者、投資者等の保護】

	政 策	端的な結論	18年度の達成度
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。	B

8	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（四半期報告制度・内部統制報告制度に関する政令・内閣府令の整備等）や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
9	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（会計のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	B
10	公認会計士監査の充実・強化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
11	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
12	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。	A
13	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（証券取引所の国際競争力の強化に関する検討）等を行う必要があります。	B

【法定任務Ⅲ：円滑な金融等】

	政 策	端的な結論	18年度の達成度
14	個人投資家の参加拡大	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、金融・資本市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。	B
15	金融・資本市場等の機能拡充	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（我が国金融・資本市場の国際競争力強化のための検討等）等を行う必要があります。	B
16	I Tの戦略的活用	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A

17	金融インフラ等の国際化への対応	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	B
18	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
19	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
20	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（銀行等による保険販売規制の見直し等）や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	B
22	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（F A T F 対日審査への対応等）を行う必要があります。	B
23	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A

（業務支援基盤整備に係る政策）

	政 策	端的な結論	18年度の達成度
1	人材の育成・強化のための諸施策の実施	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。	B
2	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	①業務・システムの最適化の実施 現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。 ②情報システム調達の適正化 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A B
3	専門性の高い調査研究の実施	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	B